

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和
平成 元年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャ カツラギコウギョウ 株式会社 葛城工業
住所 奈良県葛城市林堂100-8
フリガナ 代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク ニシモト タツヤ 代表取締役 西元 竜也
電話番号 0745-44-9995
FAX番号 0745-44-9985
メールアドレス nishimoto_katsuragi@ybb.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 葛城工業
住 所 奈良県葛城市林堂100-8
代表者氏名 代表取締役 西元 竜也



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
ダイゴウトシマリアク ニシモト リツヤ 代表取締役 西元 竜也 トシマリアク カドノ アキノブ 取締役 角野 彰信	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	(株)葛城工業 取締役 西元 竜也
上記事業所の所在地	郵便番号 639-2131 住所 奈良県葛城市林堂100-8 電話番号 0745-44-9995 FAX番号 0745-44-9985 メールアドレス nishimoto_katsuragi@ybb.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
角野 彰信	第252164号

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和元年 9月24日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ パイプカッター	固定式鋸弦	2	
		R B-80-C V (13~150mm用)	2	
	塩ビカッター ” ロータリバンドソー 電子セパーソー	V C 40	2	
		V C 20	2	
		C B 18 F C R 12 V	2 2	
管の加工用の 機械器具	やすり パイプねじ切り器	300平型判丸型	2	
		N-100 A	2	
接合用の 機械器具	トーチランプ パイプレンチ スパナ	ガスボンベ式	2	
		13~100mm	2	
			2	
水圧テストポンプ	手動テスター	T-508	2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

株式会社 葛城工業
奈良県葛城市林堂100-8
代表取締役 西元 竜也



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良県葛城市林堂100番地8
株式会社葛城工業

会社法人等番号	1500-01-019313
商号	株式会社葛城工業
本店	奈良県葛城市林堂100番地8
公告をする方法	官報に掲載して行う。
会社成立の年月日	平成26年7月8日
目的	1 管工事業、土木工事業、とび・土工工事業 2 舗装工事業、解体工事業 3 建設業 4 産業廃棄物収集運搬業 5 前各号に附帯関連する一切の事業
発行可能株式総数	5000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 500株
資本金の額	金500万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を要する。但し、当会社の株主に譲渡する場合は承認があったものとみなす。
役員に関する事項	取締役 西元竜也
	取締役 角野彰信
	奈良県葛城市林堂100番地8 代表取締役 西元竜也
登記記録に関する事項	設立 <div style="text-align: right;">平成26年 7月 8日登記</div>

奈良県葛城市林堂100番地8
株式会社葛城工業

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 元年 9月25日

奈良地方法務局葛城支局

登記官

杉 本 孝 誠



整理番号 ス361638

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2 / 2

株式会社 葛城工業 定款

平成26年6月19日 定款
平成26年7月1日 認証
平成26年7月8日 設立



第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社葛城工業と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 管工事業、土木工事業、とび・土工工事業
- 2 舗装工事業、解体工事業
- 3 建設業
- 4 産業廃棄物収集運搬業
- 5 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県葛城市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式)

第5条 当社の発行可能株式総数は、5000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を要する。
但し、当社の株主に譲渡する場合は承認があったものとみなす。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 当社の株式の取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。ただし、法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産表示請求)

第10条 当社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消、又は、信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印しなければならない。

(手数料)

第11条 前2条の請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)



第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要がある場合は、あらかじめ公告して、一定の日に株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(議長)

第14条 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(招集通知)

第15条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の3日前までに発する。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第17条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決権を行使することができる株主の全員が提案内容に書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第18条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果、その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名押印若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

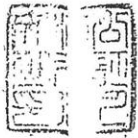
第19条 当社の取締役は5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。



(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び社長)

第22条 取締役が2名以上の場合は、取締役の互選によって取締役の中から代表取締役1名を選定する。

2 代表取締役は社長とし、会社を代表し、会社の業務を執行する。

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第24条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(配当金)

第25条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。

(配当金の除斥期間)

第26条 剰余金の配当が、支払開始の日から3年を経過しても受領されない時は、当社はその支払い義務を免れる。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第27条 当社の設立に際して発行する株式の数は500株とし、その発行価額は1株につき金1万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金)

第28条 当社の設立に際して出資される財産の価額は金500万円とする。

2 当社の成立後の資本金額は金500万円とする。

(最初の事業年度)

第29条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成27年6月30日までとする。

(設立時取締役)

第30条 当社の設立時取締役は、次のとおりである。

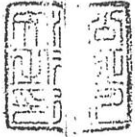
設立時取締役 西元竜也、角野彰信

(発起人の氏名ほか)

第31条 発起人の氏名、住所及び設立に際して割当てを受ける株数並びに株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

奈良県葛城市林堂100番地8

発起人 西元 竜也 500株 500万円



(法令の準拠)

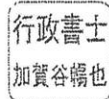
第32条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社葛城工業設立の為、発起人を代理して行政書士加賀谷暢也が電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成26年 6月 19日

奈良県葛城市林堂100番地8
発起人 西元竜也

上記代理人 行政書士 加賀谷暢也



8-001 林堂新築工事株式会社
業 工 組 葛 城 共 同 組 合
地 事 業 西 京 西 京 西 京

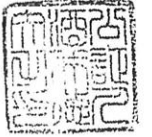


同一の情報の提供

提供の日付： 平成26年7月1日

公証人：

酒井 徳矢



所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場

奈良市内侍原町6番地

奈良県林業会館ビル3階

請求対象の登簿管理番号： 14-1401000602001162

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の処理公証人： 酒井 徳矢

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場

奈良市内侍原町6番地

奈良県林業会館ビル3階

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。

令和元年9月25日

原本のコピーに相違ありません。

〒639-2131 奈良県葛城市林堂100-8
株式会社 葛城工業
代表取締役 西元 竜也



第二五二一六四号

給水装置工事技術者免状

本籍 大阪府

氏名 角野 彰 信

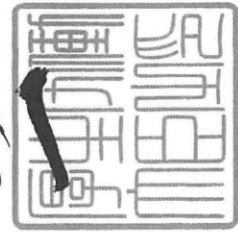
昭和五十二年一月二十一日生

水道法(昭和二十九年法律第七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成二十二年二月六日

厚生労働大臣

河津子



屋根工事 全瓦連優良加盟店
 知事許可(般-14)第14058号
 葛城市新在来24番地
 ☎(0745)48-2607

土地・建物
 分譲・仲介
 買取り

西本不動産
 売る人の安心・買う人の満足をめざして...

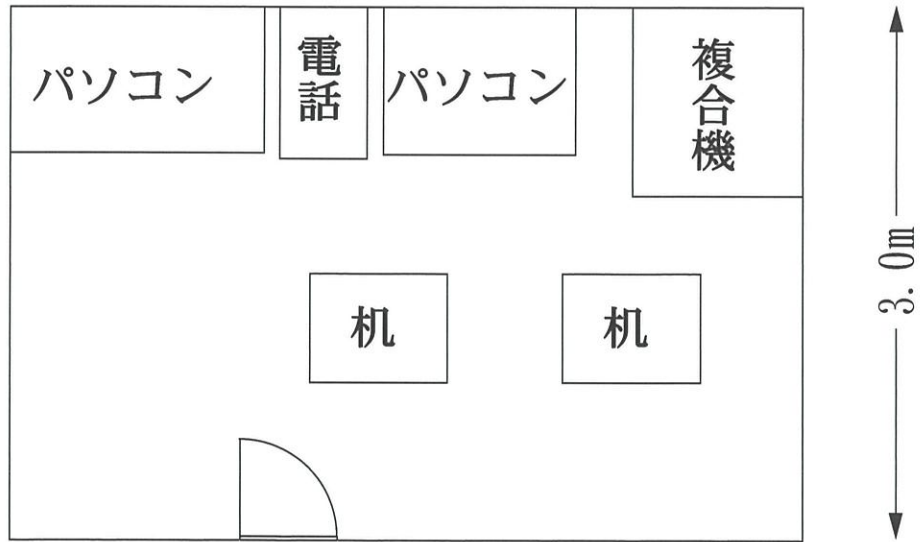
☎(0745)62-1488
 E-mail:nisimoto@i-2103.co.jp
 http://www.i-2103.co.jp

株式会社 **中山 舞奈**
 ナカヤマ
 大和高田市材木町11-17(市営斎場前)
 ☎0120-52-4977 FAX(0745)23-2134



事務所平面図

4.0m





事務所外観



事務所表札



事務所内

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 元 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャ カツラギコウギョウ 株式会社 葛城工業
 住所 奈良県葛城市林堂100-8
フリガナ 代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク ニシモト タツヤ 代表取締役 西元 竜也
 電話番号 0745-44-9995
 FAX番号 0745-44-9985
 メールアドレス nishimoto_katsuragi@ybb.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

株式会社 葛城工業
639-2131
奈良県葛城市林堂100-8
届出者 代表取締役 西元 竜也



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 葛城工業	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
角野 彰信	252164	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二五二一六四号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 角野 彰 信

昭和五十二年一月二十一日生

水道法(昭和二十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十二年二月六日

厚生労働大臣

时保子

